

長房中学校 PTA

会 則

および個人情報取扱いについて

在学中は、改定があるまで保管してください。

2021 年 5 月 17 日

長房中学校 PTA 会則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は八王子市立長房中学校PTAと称し、事務所を八王子市長房町 1041-1 長房中学校内に置く。

第2章 目的

第2条 本会は保護者と教師の協力により家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長をはかり、憲法と教育基本法に基づいて民主主義教育を理解し、これを推進することを目的とする。

第3章 方針

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の方針に従って活動する。

1. 学年、学級、地域における話し合いをさかんにし、会員相互の理解と親睦を深め会員の総意を集めて活動する。
2. 学校や学区内の教育的環境を整備改善するために努力する。
3. 会員の教養を高めるための研修活動をさかんにする。
4. 本会と目的を同じくする他の団体及び機関に協力する。
5. その名において、特定の政党や宗教に賛同したり反対したりしない。また、営利を目的とする行為は行わない。
6. 学校問題について意見を具申する事ができるが学校管理や教員の人事には干渉しない。
7. 公教育費の充実をはかるため努力する。
8. その他、会の目的を果たす為に必要な活動を行う。
9. 活動中に発生した事故を補償する為に保険制度に加入する。

第4章 会員

第4条 本会の会員は本校生徒の保護者(父母またはこれに代わる者)と教職員により構成する。

第5章 会計

第5条 本会の経費は会費その他利子等の収入をもって充てる。

第6条 会費は1世帯当り、年額2,160円（保険料を含む）とし、総会で決定する。

第7条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 役員

第8条 本会の役員は会員の中から選び次のとおりとする。

1. 会長 1名 （保護者）
2. 副会長 3名以上 （保護者2名以上・教職員1名）
3. 書記 3名以上 （保護者2名以上・教職員1名）
4. 会計 3名 （保護者2名・教職員1名）
5. 会計監査 2名 （保護者2名）

第9条 役員を選出方法については細則で定める。

第10条 役員任期は1年とし、兼任は認めない。ただし再任は妨げない。

第11条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を掌握するとともに、総会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 書記は総会や運営委員会の会議内容を記録し、会長の指示に従って庶務を行う。
4. 会計は総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
5. 役員会は会長、副会長、書記、会計をもって構成する。

役員会には運営委員会の承認を経て、必要に応じて会長経験者の中から選出した顧問をおくことができる。

・顧問は会長の要請に応じて運営委員会に出席することができる。

第7章 運営委員会

第12条 運営委員会は、会計監査を除く役員と各委員会の正・副委員長をもって構成する。

第13条 運営委員会は、必要に応じて会長が招集し、重要事項及び緊急事項を審議し執行する。

第8章 全委員会

第14条 全委員会は、役員と各委員全員をもって構成する。

第 15 条 全委員会は総会につぐ決議機関で、必要に応じて会長が招集し、会の重要事項について審議する。

第 9 章 各委員会

第 16 条 本会には、学年委員会、校外委員会を置き、それぞれの委員は各学年から選出する。但し、欠員を生じた場合は、新たに欠員の学年より選出し、その任期は前任者の残任期間とする。その他必要に応じて特別委員会を設ける事ができる。

第 17 条 各委員会の活動内容は次のとおりとする。

1. 学年委員会

ア. 各学年から 3 名以上を選出し、生徒の学習生活の向上に協力し、学級間の連絡調整に努めるとともに、学校行事に協力する。

イ. 学年委員は必要に応じて連絡会議を開催することができる。

2. 校外委員会は、各学年より 2 名以上選出を原則とし、年度ごとの運用とする。委員は会員相互の連絡に当り、校外における生徒の安全に努める。

3. 各委員会は、委員長が招集し、正・副委員長は会の運営に当り、運営委員会等に決定事項を報告する。正・副委員長の選出については細則で定める。又、選出委員数についても細則に定める。

第 10 章 総会

第 18 条 総会は本会の最高決定機関であって、全会員をもって構成する。

第 19 条 定期総会は毎年 1 回、年度始めに開催し、次の事項を行う。

1. 会務の報告

2. 決算の承認及び予算の決定

3. 役員を選出

4. 会則の承認及び改正

5. 年度事業計画案

6. その他必要事項の決定

臨時総会は、会員の 3 分の 1 以上、又は運営委員の過半数の要請があれば開催する。

第 20 条 総会の成立は委任状も含めて、会員数の 3 分の 1 以上の参加による。

- ・ 議事は出席者の過半数で決定する。

第 11 章 会計監査

第 21 条 会計監査は年度の会計を監査し総会において報告する。

第 22 条 会計監査 2 名の選出方法については細則で決める。

会計監査は他の役員、委員を兼ねる事は出来ない。

付 則

第 23 条 学校長は、各集会に出席することが出来る。

第 24 条 本会則は細則を設ける事が出来る。

- ・ 細則は運営委員会で審議の上、全委員会の承認を経て改正する事ができる。

第 25 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報の取り扱いに関する基本方針」「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

第 26 条 本会則は、昭和 49 年 9 月 28 日から実施する。

- ・ 昭和 57 年 5 月 22 日 一部改正
- ・ 昭和 59 年 5 月 19 日 一部改正
- ・ 昭和 63 年 12 月 15 日 一部改正
- ・ 平成 1 年 3 月 15 日 一部改正
- ・ 平成 5 年 4 月 30 日 一部改正
- ・ 平成 10 年 4 月 28 日 一部改正
- ・ 平成 14 年 5 月 13 日 一部改正
- ・ 平成 17 年 5 月 13 日 一部改正
- ・ 平成 19 年 5 月 9 日 一部改正
- ・ 平成 21 年 5 月 11 日 一部改正
- ・ 平成 22 年 5 月 6 日 一部改正
- ・ 平成 27 年 5 月 20 日 一部改正
- ・ 平成 29 年 5 月 24 日 一部改正
- ・ 令和 元年 5 月 22 日 第 25 条追加
- ・ 令和 2 年 2 月 27 日 一部改正
- ・ 令和 3 年 2 月 1 日 一部改正

長房中学校 PTA 会則 細則

《役員及び会計監査選出管理規定細則》

(細則第 1 号)

第 1 章 総 則

第 1 条 本規定は、PTA 会則第 9 条に基づいて定める選出規定であり、この規定に従って教職員を除く PTA 役員候補者（会長 1 名・副会長 2 名以上・書記 2 名以上・会計 2 名）及び会計監査候補者 2 名の選出を行う。

第 2 条 PTA 役員候補者を選出する為に、被推薦候補者を各学年から 3 名以上選出する。

第 3 条 第 2 条により、各学年から選出された被推薦候補者及び立候補者全員による互選会を開き、話し合いにより、会長 1 名・副会長 2 名以上・書記 2 名以上・会計 2 名の役員候補者を選出する。

会計監査候補者 2 名は役員または委員経験者から選出する。

第 4 条 被推薦候補者及び立候補者の受付・期日は、次の通りとする。

1. 各学年からの被推薦候補者の選出は、
 - (1) 新 2・3 年は旧年度末までとする。
 - (2) 新 1 年は 4 月上旬（入学時）から 1 週間以内とする。
2. 立候補者は所定の用紙に記入し選出管理委員会で定める日時までに届け出る。

第 5 条 互選会で、役員候補者を決定した後に、事情により欠員を生じた場合は、次の通りとする。

1. 役員候補者 9 名以上と、互選会後に各委員会の委員を受けられた方を除く、全候補者の中から話し合いによって、補充する。
2. 役員候補者を補充した場合は、役員の分担を全役員候補者の話し合いによって変更してもよい。

第2章 選出管理委員会

- 第6条 この規定は選出管理委員会の構成及び任務について定める。
- 第7条 委員会は1・2年から各学年2名以上と各学年の教職員1名をもって構成する。但し欠員を生じた場合は、新たに欠員の学年より選出し、その任期は前任者の残任期間とする。
- 第8条 委員会には、委員長1名、副委員長2名、書記2名を置き、互選によって選出する。
- 第9条 委員の任期は、当該年度の定期総会から次年度の定期総会までとし、再任を妨げない。
- 第10条 選出管理委員会の任務は次の通りとする。
1. 選出にかかわる全ての権限を持つ。
 2. 選出に関する全ての公示を行う。
 3. 被推薦候補者、立候補者の確認、登録、取り消し及び管理を行う。
 4. 互選会の司会をする。
 5. 互選会で決定した候補者を、総会へ提案し、承認を得る。
 6. 各委員会の委員を選出する。
- 第11条 選出管理委員会は、被推薦候補者又は立候補者となる事は出来ないが、各委員会の委員を兼ねる事は出来る。

《各委員会の正・副委員長の選出細則》

(細則第2号)

目 的

- 第1条 この細則は本会の会則第17条4項の正・副委員長の選出について定める。

選出方法

- 第2条 各委員会の正・副委員長の選出方法は次の通りである。
1. 学年委員会
 - ・各学年ごとに委員長1名、副委員長2名（内1名は教職員）を委員の互選により決める。
 2. 校外委員会
 - ・委員長1名、副委員長2名（内1名は教職員）を委員の互選により決める。

《会費納入及び払い戻しの規定細則》

(細則第3号)

目 的

第1条 この細則は会則第24条の規定に基づいて、会費納入について、以下のように定める。

納入方法

第2条 本会会費年額2,160円(月額180円・保険料を含む)を6月に一括全納する。

転入・転出者について

第3条 年額会費を下記のように定める。

転入生：月額180円とし、15日以上在籍した場合は、転入月を含む残月分を納入する。

転出生：①月額180円とし、15日以上在籍した場合は、翌月分からの残月分を返金する。

②在籍日数が15日未満の場合は、転出月を含む残月分を返金する。

《各委員会の選出委員数についての細則》

(細則第4号)

目 的

第1条 この細則は会則第17条の規定に基づいて、各委員会の選出委員数について以下のように定める。

選出委員数

第2条 各委員会は活動内容に応じ、運営委員会での了承を経て、活動のサポートをするための補助委員を置くことができる。

選出は各学年での話し合いにより、年度の途中から置くことも妨げない。

《慶弔規定》

(細則第5号)

第1条 この規定は本会の会員等の慶弔に関するものである。これはPTA組織としての慶弔についてであり、学年・学級等の単位による慶弔については、これに当たらない。

第2条 会員等の弔事は以下の表をもとに香料と参列によって、これを弔慰する。

摘要	内容
教職員の死亡(会員)	金10,000円の香料
教職員の配偶者・子女・父母	弔電
教職員の死亡(会員外)	弔電
保護者の死亡(会員)	金10,000円の香料
生徒の死亡	金10,000円の香料

*父母は、同居もしくは実父母とする。

*香料・弔電とも必要に応じ学年・学級と連名でおくることができる。

第3条 生徒及び学校職員が不慮の災害、又は傷病により入院一ヵ月以上を要する時は見舞金として金3,000円を贈る。

第4条 第2条及び第3条の場合について下記のような特別な事情がある時は役員会において協議決定する。

・生徒・保護者について一時的に学籍を離れている場合や、転校した直後など

第5条 この規定により慶弔の金品を受けた場合、これに対する金品の返礼は行わない。

第6条 この規定に定めないものは必要に応じ運営委員会において協議決定する。